

令和7年度社会活動活性化促進事業業務委託に係る  
公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルについて、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ提出されたい。

令和7年3月28日

チャレンジいばらき県民運動  
理事長 阿部 真也

1 業務の内容

- (1) 業務名 令和7年度社会活動活性化促進事業業務委託
- (2) 内容 令和7年度社会活動活性化促進事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年1月30日（金）

2 参加者資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去に茨城県又はチャレンジいばらき県民運動が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 茨城県内に事業所を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、チャレンジいばらき県民運動に設置した審査会において、下記（2）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。  
なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目等

企画提案力	・ 提案内容の的確性 ・ 提案内容の実現性
運営力	・ 実施体制の妥当性 ・ 同種又は同種業務の実績
経済性	・ 見積金額の妥当性

4 担当部署

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階

チャレンジいばらき県民運動 事務局

電話 029-224-8120

FAX 029-233-0030

E-mail info@challenge-ibaraki.jp

5 入札説明書等の閲覧期間及び場所

(1) チャレンジいばらき県民運動ホームページ

①期 間 公告から令和7年4月11日（金）まで

②URL <https://challenge-ibaraki.jp>

(2) チャレンジいばらき県民運動事務局

①期 間 公告から令和7年4月11日（金）まで

②場 所 茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階  
チャレンジいばらき県民運動事務局前掲示板

6 企画提案書の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年4月11日（金）午後5時必着

(2) 提出先 上記4の担当部署に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残るもの）に限る

7 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 提出された企画提案書について、後日ヒアリングを行うことがある。

(5) 委託契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(6) その他詳細については、説明書及び仕様書による。